

福島県知事様

福島県商業まちづくり審議会会長

福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づく届出について（答申）
令和5年8月10日付け5産第1269号で諮問のあったこのことについて、審議検討の結果、意見はありません。

なお、株式会社日和田ショッピングモール、郡山市及び県に対して、以下のとおり要望します。

記

1 株式会社日和田ショッピングモールに対する要望

(1) 交通対策について

当該計画地と隣接する道路及び周辺道路への交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の新設に伴って懸念される渋滞及び周辺の農道・市道等における交通事故について、関係機関と協議、連携し必要な対策に取り組むこと。

(2) 防災対策について

当該計画地は、阿武隈川水系藤田川に近く、国道4号との高低差がある土地であることから、周辺地域を含めた水害等への対策を考慮し、出店計画を進めること。

(3) 地域との連携について

県内外から多くの利用者が訪れることが想定されることから、関係市町村における商業まちづくりの取組と連携し、周辺地域への波及効果をもたらす、地域振興に貢献する取組を行うこと。

2 郡山市に対する要望

(1) 交通対策について

当該計画地と隣接する道路及び周辺道路への交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の新設に伴って懸念される渋滞及び周辺の農道・市道等における交通事故について、届出者と協議、連携し必要な対策に取り組むこと。

(2) 防災対策について

当該計画地は、阿武隈川水系藤田川に近く、国道4号との高低差がある土地であることから、周辺地域を含めた水害等について、関係機関と協議、連携し必要な対策に取り組むこと。

(3) 宅地化対策について

当該計画地の周辺農地の転用による住環境の変化が懸念されるため、各種計画等に基づき、適切に対応すること。

(4) 地域との連携について

関係市町村の意見を踏まえ、広域的な商業まちづくりの推進のため、特定小売商業施設と地域との連携を図ること。

3 県に対する要望

(1) 交通対策について

交通対策について、大規模小売店舗立地法に基づき関係機関と十分な協議・調整を行いながら適切に対応すること。